

東広島市パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き



HIGASHIHIROSHIMA CITY
PARTNERSHIP OATH SYSTEM



目次

| | |
|----------------------------------|----|
| 1 東広島市パートナーシップ宣誓制度をお考えの皆様へ | 1 |
| 2 手続き流れ | 2 |
| · 宣誓をすることができます方 | |
| · パートナーシップの宣誓の流れ | |
| · 必要書類 | |
| · 交付する書類 | |
| · 受領証等の再交付・変更・返還 | |
| · 宣誓書記載内容等証明書 | |
| 3 他の自治体との相互利用 | 7 |
| 4 よくある質問 | 8 |
| 5 人権相談窓口 | 11 |

1 東広島市パートナーシップ宣誓をお考えの皆様へ

東広島市では、すべての人が人権の意義や重要性について理解を深め、自己の人権のみならず他者の人権についても正しく理解し、性の多様性を認め合いながら、一人の人間として自分らしく生きることができる社会の実現を目指しています。

その一環として、二人がお互いに人生のパートナーとして認め合い、相互に責任を持つて協力し合いながら、共同生活を行うことを約束した関係であることを市に対して宣誓し、市が宣誓書を受領したことを公的に証明する「東広島市パートナーシップ宣誓制度」を令和5年4月1日から開始しました。

この制度に法的効力はありませんが、その関係を行政が認知することによってお二人が互いを人生のパートナーとして、自分らしくいきいきと生活することができるよう、市がお二人の思いを尊重し、応援する制度です。

市民や事業者の皆様に、多様なパートナーシップ、家族のあり方に対する社会的な理解が広がり、誰もが自分らしく生きることができる社会が実現することを期待しています。



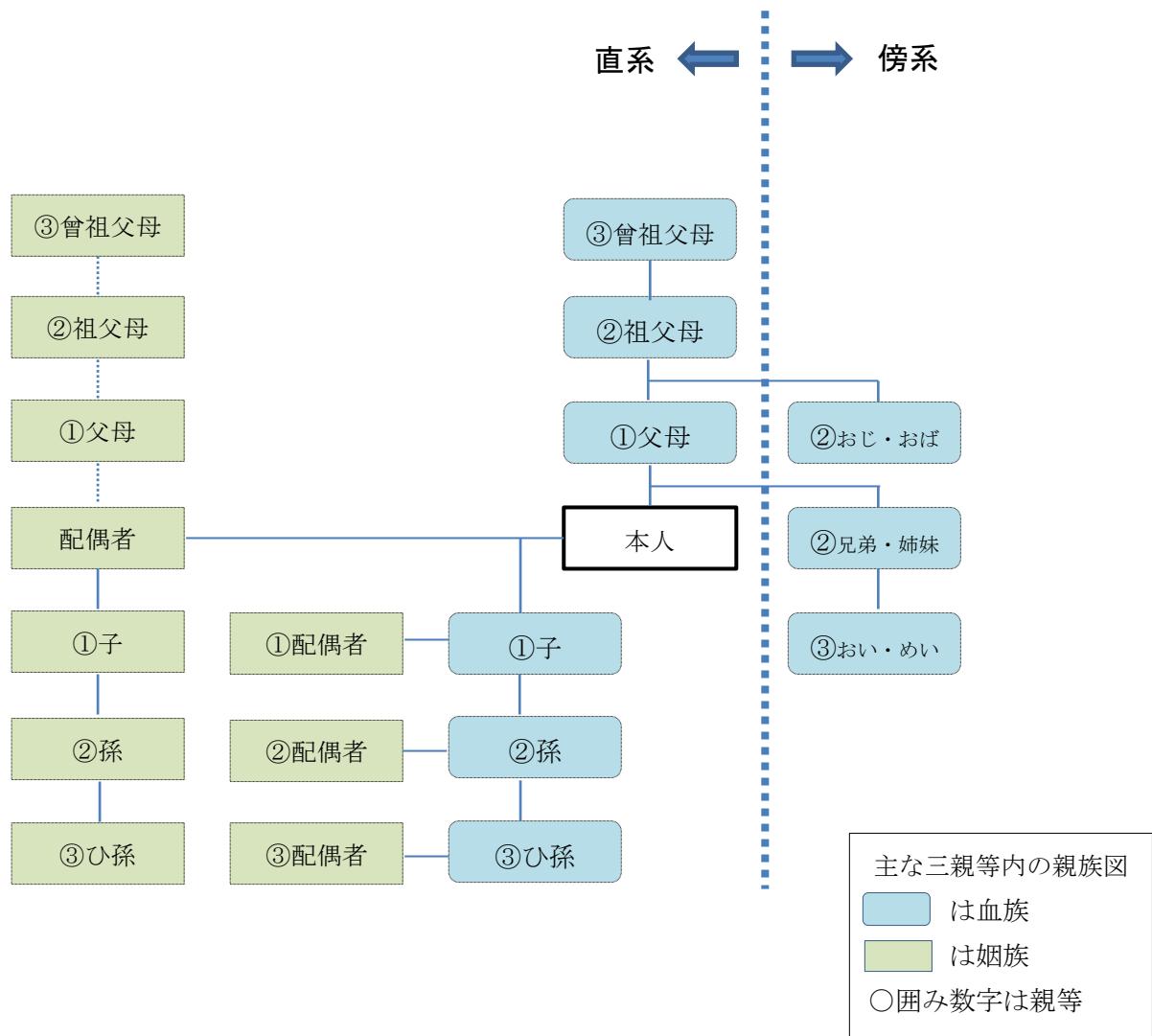
2 手続きの流れ

《宣誓をすることができる方》

パートナーシップ宣誓を行うには、次の要件をすべて満たすことが必要です。

- ・ 一方または双方が性的マイノリティであること。
 - ・ お二人とも満18歳以上であること。
 - ・ いずれか一方が東広島市民であること(14日以内に転入を予定している場合も含む)
 - ・ 独身であること。
 - ・ 宣誓する相手以外の方とパートナーシップ関係がないこと。
 - ・ 宣誓を行おうとする方同士が近親者(直系血族、三親等以内の傍系血族または直系姻族に該当する場合。下図を参照)でないこと。
- ただし、お二人が養子縁組をしている、または過去にしていた場合は、宣誓することができます。

《 宣誓できない続柄 》



《パートナーシップの宣誓の流れ》

宣誓から宣誓証明書・証明カード受領までの主な流れは次のとおりです。

① 電話またはメールにて事前連絡

事前に人権男女共同参画課まで連絡ください。

宣誓の日時・場所の調整、必要書類(詳細 P4、5参照)の確認等を行います。

郵送やオンライン等による宣誓はできません。

(予約連絡先)人権男女共同参画課

☎(082)420-0927 平日(年末年始除く)の午前8時30分～午後5時

✉ hgh200927@city.higashihiroshima.lg.jp

・宣誓日時(月～金 午前8時30分～午後4時15分、祝休日・年末休暇を除く)の土日祝日を除く5日前までに予約を行ってください。

(✉送付時の記載事項)

① 宣誓希望日・時間帯(午前または午後)の第3希望まで

(例:第1希望 令和〇年4月1日午前)

午前:午前8時30分～正午 午後:午後1時～午後5時

② 宣誓されるお二人の氏名、住所、生年月日

※通称名を使用される場合は戸籍上の氏名(外国籍の方は、住民票上の氏名)も併せてご記入ください。

③ 代表の方の日中の連絡先

(予約の成立)

予約は、宣誓日時が確定した旨を市から回答した時点で成立します。

※宣誓及び宣誓証明書等の交付日時は、その後提出または提示いただく書類に不備がある場合や、予約状況等により、希望に沿えない場合があります。

② パートナーシップの宣誓

予約した日時に必要書類をお持ちの上、必ずお二人そろって人権男女共同参画課までお越しください。

※プライバシーに配慮し、個室で行います。

申請書類をもとに、宣誓の要件を備えているか確認します。

※内容確認等に時間を要する場合があります。

※書類に不備や不足がある場合などは、宣誓日を延期させていただく場合があります。

市職員の前で「パートナーシップの宣誓書」に自署し、ご提出いただきます。

③ 宣誓証明書受領証等の交付

内容を確認し、宣誓書の要件を備えていると認めた場合、当日、宣誓書の写し(1通)、宣誓書受領証(1通)、宣誓書受領カード(2通)をお二人に交付します。

《必要書類》

宣誓には、次の書類を提出していただきます。

(1) 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書

- ・ 1人1通の提出をお願いします。
- ・ 宣誓をするお二人が同一世帯になっている場合は、お二人が記載されたもの1通で構いません。
- ・ 宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限ります。
- ・ 本籍、世帯主の名前及び続柄、住民票コード、個人番号(マイナンバー)の記載は省略したものをお持ちください。※個人番号(マイナンバー)の記載のあるものは受け付けできませんので、ご注意ください。
- ・ 東広島市へ転入予定の方は、転出証明書を確認させてください。転入後に住民票の写し等を提出してください。

(2) 配偶者がいないことを証明できる書類(戸籍抄本または独身証明書等)

- ・ 1人1通の提出をお願いします。
- ・ 宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限ります。
- ・ 戸籍抄本や独身証明書は、本籍地の市区町村で取得することができます。
- ・ 外国籍の方は本国が発給している配偶者がいないことを確認できる書類(婚姻要件具備証明書など)を、日本語訳を添付して提出してください。

(3) 本人確認できる書類

- ・ 個人番号カード(マイナンバーカード)
- ・ 旅券(パスポート)
- ・ 運転免許証など、官公署が発行した顔写真付きの本人確認書類を提示してください。

(4) 通称名を確認できる書類(通称名の使用を希望する場合)

通称名での宣誓を希望される方は、3か月以内に発行された、通称名を日常生活において使用していることが客観的に確認できる書類を提示してください。

- ・ 給料明細書
- ・ 通称名の記載のある住民票の写し
- ・ 学生証等
- ・ 自宅に届いた郵便物2通(消印があり、住民票の住所と一致し、手書きでないもの)

《交付する書類》

提出して頂いた書類に不備等がなければ、パートナーシップ宣誓書受領証と受領カードをお二人に交付します。



受領証(A4 サイズ)



受領カード(名刺サイズ)

3種類のデザインから選択していただけます。詳しくはホームページでご確認ください。



《受領証等の再交付・変更・返還》

(1) 受領証等の再交付

紛失や毀損、汚損などによりパートナーシップ宣誓書受領証等の再交付を希望するときは、再交付申請書(様式第4号)を提出してください。

毀損、汚損の場合は、すでに発行している受領証等と引き換えとなりますので、必ずお持ちください。

※再交付後、紛失した受領証等を発見した場合はすみやかに返還してください。

※再交付申請書提出の際、本人確認を行いますので、本人確認できる書類(詳細はP4参照)をお持ちください。

(2) 宣誓事項の変更

住所や氏名の変更など宣誓書に記載した事項に変更があった場合は、宣誓事項変更届(様式第5号)を、変更内容が確認できる書類と一緒に提出してください。

<変更内容が確認できる書類の例>

住所変更の場合:住民票の写し、住民票記載事項証明書

氏名変更の場合:戸籍抄本等

通称名変更の場合:給料明細書、通称名の記載ある住民票等

また、変更届の提出の際に本人確認を行いますので、本人確認できる書類(詳細はP4参照)をお持ちください。

(3) 受領証等の返還

次の場合は、受領証等の返還届(様式第6号)を提出し、受領証等を返還してください。

- ◆お二人の意思によりパートナーシップを解消したとき
- ◆お二人ともが市内に住所を有しなくなったとき
- ◆一方が亡くなられたとき
- ◆宣誓が無効となったとき(※)
- ◆その他宣誓の要件に該当しなくなったとき

※宣誓が無効となるとき

次のいずれかに該当するときは、宣誓を無効とします。その場合は、無効とした受領証等の交付番号をホームページ等で公表します。

- (1) 二人にパートナーシップを形成する意思がないとき
- (2) 宣誓書の内容に虚偽があつたとき
- (3) 宣誓できる方の要件(P2参照)に反しているとき
- (4) 市内への転入を証明する書類を提出しなかつたとき

返還届提出の際に本人確認を行いますので、本人確認できる書類(詳細はP4参照)をお持ちください。

《宣誓書記載内容等証明書》

パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書が必要な場合は、宣誓書記載内容等証明書交付申請書(様式第7号)を提出してください。

3 他の自治体との相互利用

お二人が、東広島市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を締結している自治体へ転出する場合、受領証等継続使用申請書(様式第9号)を東広島市へ提出することにより、東広島市の受領証等を転出先の自治体で継続して使用することができる場合があります。

詳しくは、人権男女共同参画課(TEL:082-420-0927)へお問い合わせください。

4 よくある質問

Q.1 パートナーシップ宣誓制度と結婚の違いは何ですか？

結婚は、民法に定められた法律行為であり、法律上の権利や義務が発生します。一方、パートナーシップ宣誓制度は、東広島市が独自に実施する制度であり、法律上の効果はありません。

この制度は、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓した事実を公的に認知することで、その思いを受け止め、宣誓された方々が抱える生きづらさや不安を軽減し、安心感をもって自分らしく生活できるよう応援する制度です。

Q.2 宣誓できるのは同性パートナーだけですか？

同性パートナーに限りません。一方または双方が性的マイノリティであり、宣誓できる方の要件(2ページ参照)を満たしていれば、宣誓することができます。

Q.3 同居していないと宣誓できませんか？

お二人が同居していないても、宣誓することができます。

Q.4 事実婚の二人は宣誓できますか？

双方とも性的マイノリティでない事実婚のお二人は、宣誓することができません。

Q.5 養子縁組をしていますが、宣誓はできますか？

宣誓しようとしているお二人が養子縁組をしている場合は、宣誓することができます。

Q.6 外国籍ですが宣誓できますか？

外国籍の方でも宣誓することができます。宣誓の際には、本国が発給する配偶者がいないことを確認できる書類(婚姻要件具備証明書など)、住民票の写し、本人確認書類の提出が必要です。

本国が発給する配偶者がいないことを確認できる書類には、翻訳者の住所・氏名を記載した日本語訳を添付してください。なお、パートナーシップ宣誓をしても、在留資格や在留期間は変わりません。

Q.7 通称は使用できますか？

通称名を使用することができます。通称名を使用する場合、受領証等の表面には通称名、裏面には戸籍上の氏名が記載されます。必要書類については、手引きの5ページをご覧ください。

Q.8 宣誓はどこで行うのですか？

宣誓は東広島市役所本庁で行います。各支所や出張所では手続きできません。

Q.9 宣誓にあたり、プライバシーは守られますか？

宣誓の際は、プライバシーに配慮し、原則として個室で行い、担当の市職員のみが立ち会います。提出された書類や記載されている個人情報については、本人の同意なく外部に提供することはありません。

Q.10 郵便やメールでも宣誓書を受け付けていますか？

郵便やメールでは受け付けていません。宣誓の際は、お二人でお越しいただき、宣誓書を提出していただく必要があります。

Q.11 代理人でも宣誓できますか？

代理人による宣誓はできません。宣誓時はお二人でお越しいただく必要があります。

Q.12 宣誓に費用はかかりますか？

宣誓書の提出や受領証等の交付は無料です。また、宣誓書記載内容等証明書の交付も無料です。ただし、宣誓等の際に提出していただく必要書類（住民票の写しや戸籍抄本など）の交付手数料等は、自己負担となります。

Q.13 宣誓すると戸籍や住民票の記載が変わりますか？

この制度には法律上の効力がないため、宣誓後に戸籍や住民票の記載が変更されることはありません。

Q.14 受領証等に有効期限はありますか？

ありません。返還の事由に該当するまで有効になります。

Q.15 市外に転出する場合はどうすればよいですか？

◆お二人とも東広島市に居住しなくなる場合

返還届（様式第6号）を提出し、受領証を返還してください。
なお、東広島市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を締結している自治体に転出する場合は、申請により受領証を継続して使用できます。詳しくは、人権男女共同参画課へお問い合わせください。

◆お二人とも東広島市に居住していたが、一方のみ市外に転出する場合

転入手続きを終えた後、変更届（様式第5号）と新住所の住民票を提出してください。

Q.16 結婚した場合は宣誓受領証を返還しなければならないですか？

婚姻届を提出した場合、宣誓できる方の要件に該当しなくなります。返還届(様式第6号)を提出し、受領証等を返還してください。

Q.17 成りすましなど悪用をされませんか？

宣誓を受ける際には、戸籍抄本、住民票、本人確認書類等を確認し、成りすましなどの不正を防止します。なお、宣誓が無効であることが判明した場合は、その宣誓の交付番号を東広島市ホームページで公表します。

Q.18 受領証等の交付を受けることでどのようなメリットがありますか？

お二人の関係を形として示すことができます。また、この制度には法的効力はありませんが、宣誓書受領証等を提示することで、各種行政サービスを利用できる場合があります。詳しくは、東広島市ホームページをご確認ください

さらに、民間企業等においても家族扱いのサービスに活用していただけるよう、周知・啓発に取り組んでいます。

5 人権相談窓口

| | | |
|------------------------------------|--|--|
| LGBT 電話相談 | TEL 082-207-3130 URL http://www.essor.or.jp/ 公益財団法人 広島県男女共同参画財団 エソール広島 【開設日時】毎週土曜日 午前10時～午後4時（祝日、年末年始除く。） | |
| 法務局人権擁護局 みんなの人権110番 | 全国共通ダイヤル 0570-003-110 URL https://www.moj.go.jp/JINKEN/ 【開設日時】平日 午前8時30分～午後5時15分（祝日、年末年始除く。） | |
| 子どもの人権110番 | 全国共通ダイヤル 0120-007-110 「いじめ」「体罰」「虐待」等子どもの人権に関する専門相談窓口です。 【開設日時】平日 午前8時30分～午後5時15分（祝日、年末年始除く。） | |
| 性犯罪・性暴力被害者 のためのワンストップ 支援センター | TEL #8891 24時間受付 | |
| 外国語人権相談 ダイヤル | TEL 0570-090-911 日本語を自由に話すことができない方からの人権相談に応じる専用の相談電話 (ナビダイヤル) を設置しています。 【開設日時】平日 午前9時～午後5時（年末年始除く。） 【対応言語】英語、中国語、韓国語、フィリピノ語、ポルトガル語、ベトナム語、 ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語 | |
| インターネット 人権相談受付窓口 | URL https://www.jinken.go.jp | |
| LINE じんけん相談 | URL https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00034.html | |
| 面接による 人権相談窓口 | TEL 082-423-7707 人権相談窓口（法務局、常設）及び特設人権相談窓口（市内各所、特設）を開設しています。 広島法務局東広島支局【住所】西条朝日町9-11 | |
| 人権センター | 地域の皆様の生活相談、人権相談に応じています。 また、各種教養・文化講座を開設しています。 詳しくはお問い合わせください。 <ul style="list-style-type: none"> ● 東広島市人権センター 【住所】西条吉行東1-1-14 TEL : 082-422-4464 ● 黒瀬文化会館 【住所】黒瀬町乃美尾890-1 TEL : 0823-82-6100 ● 河内人権センター 【住所】河内町中河内1289-1 TEL : 082-437-2265 ● 安芸津人権センター 【住所】安芸津町木谷3263-1 TEL : 0846-45-2064 | |
| エスパワール (東広島市男女共同 参画推進室) | TEL 082-424-3833 <ul style="list-style-type: none"> ● 男女が共にあらゆる分野で能力を発揮するお手伝いをします。 ● 男女共同参画に関する図書・資料を収集し、貸し出しをしています。 ● 男女共同参画に関する各種講座等を開催しています。 お気軽にお問い合わせください。 <p>【開館時間】火～土曜日 午前10時～午後4時45分 (祝日、年末年始を除く。※変更する場合があります。) 【住所】西条西本町28番6号（サンスクエア東広島2階）</p> | |



東広島市パートナーシップ宣誓制度ロゴマークについて

東広島市「Higashihiroshima City」の「H」、
一人ひとりの大切な人権「Human rights」の「H」の文字をかたどっています。
一人ひとりは、ちがっています。
一人ひとりは、とても大切です。
それぞれの人が持つ個性を6色のレインボーカラーで表し、
それが自分らしく輝き、違いを認め合って輪になることで、
東広島市に多様性(ダイバーシティ)の花が咲きます。
東広島市の性の多様性を認め合うロゴマークとしてデザインしています。



東広島市パートナーシップ宣誓制度利用の手引き



令和5年4月発行
令和7年12月改訂

東広島市生活環境部人権男女共同参画課

〒739-8601
東広島市西条栄町8番29号
TEL: 082-420-0927
FAX: 082-422-2040
E-mail: hgh200927@city.higashihirishima.lg.jp